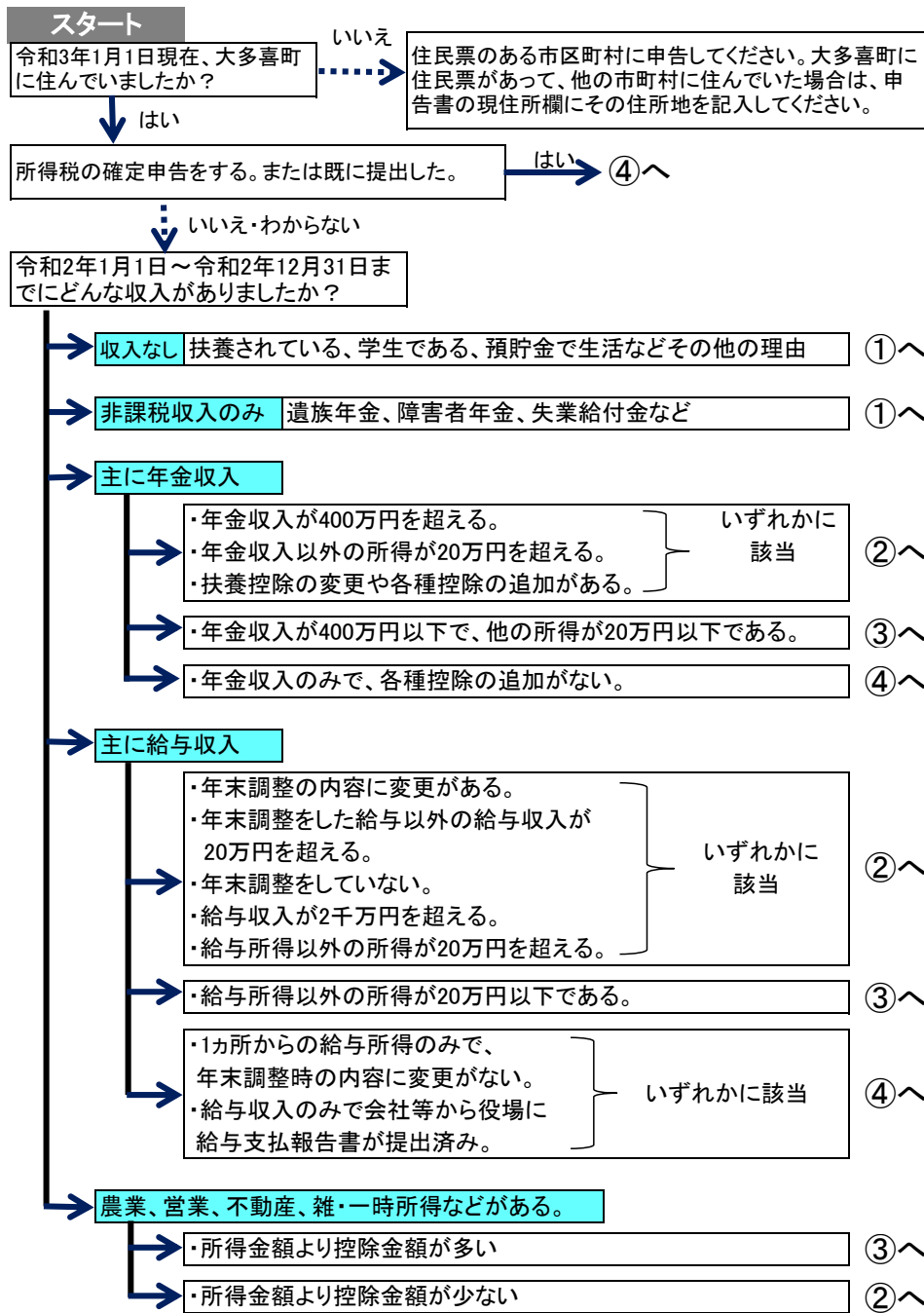


私はどの申告が必要？（下の図で確認してみましょう）



判定結果	
申告区分	
①	町県民税の申告書の表面左下「所得がなかった方の記載欄」を記入し、提出してください。
②	所得税及び復興特別所得税の確定申告をしてください。
③	町・県民税の申告書を作成し、提出してください。 給与・年金等の収入がある場合は源泉徴収票を添付してください。
④	町県民税申告書の提出は不要です。

※ ご注意

この図は主なケースを記載してあります。どの申告をすればよいか不明な場合は、役場税務住民課課税係までお問い合わせください。（お問い合わせの際は、収入の分かるものをご持参ください。）

※ 次の場合には、確定申告をすると納めた所得税が戻ってくる場合があります。

- 年末調整の際に、社会保険料控除・扶養控除・生命保険料控除・住宅ローン控除等の漏れがあった人。
- 給与または年金所得者で、医療費控除・寄附金控除等の所得控除がある人。
- 給与または年金所得者で、給与以外の所得がマイナスとなる人。
- 分離課税等で源泉徴収済の所得（役員報酬・退職所得・株譲渡所得・配当所得・預貯金の利子等）があった人。
- 台風等の被害で建物等に損害があった場合に所得金額によって雑損控除が適用となった場合

※ 町・県民税の申告は、町・県民税税額算定だけではなく、福祉関係の基礎資料や国民健康保険税の申告も兼ねています。また、収入がなかった方でも、各種保健や保育、福祉関係の申請、町営住宅の申請や更新、国民健康保険税の軽減などにも利用しますので、収入がない旨の申告をしてください。

問い合わせ先
大多喜町役場 税務住民課 課税係
Tel. 0470-82-2122